

【HP 番号】彦根市ホームページにもより詳しい情報を掲載している場合は、ホームページ番号を表記しています。彦根市ホームページのトップ画面にある検索欄にホームページ番号を入力すると、該当ページに直接アクセスすることができます。

副市長に安藤 博 氏が就任します



安藤氏は、彦根市出身で、松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）の彦根工場や海外での勤務を経て、令和元年5月に彦根工場の工場長に就任。また、平成15年5月から平成31年4月までの16年間は彦根市議会議員として在職し、議長などを歴任され、市勢の振興と発展に尽力されました。

同氏は、雇用労政および産業振興を始め、市政全般に精通され、優れた識見を有していることから、本市副市長に選任されました。

任期は、令和4年2月1日から令和8年1月31日までの4年間です。

人事課 ☎ 30-6106 FAX 22-1398

令和3年度子育て世帯への「臨時特別給付金」

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」で、子育て世帯に対し、対象児童1人あたり10万円を現金で一括給付しています。

次の①～③に該当する児童を養育する父母等のうち、令和2年中の所得が高い人（児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者）

※父母等の所得が児童手当の所得制限額以上の世帯を除く

①令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分）の児童手当支給対象となる児童

②令和3年9月30日（基準日）時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（婚姻した人は除く）

③令和4年3月31日までに出生した児童手当支給対象となる児童（新生児）

給付する金額 対象児童1人につき10万円

申請手続

申請不要

彦根市から令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、同10月分）の児童手当の支給を受けた人（養育する高校生等の分を含む）

▶申請不要の対象者には12月13日から案内通知を郵送しており、同24日から順次振り込みをしています。

申請必要

- ①公務員で所属庁から児童手当を受給している人
- ②令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のみの児童を養育している父母等

③令和4年3月までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）を養育している父母等
※養育している父母等の所得が所得制限額以上の世帯は支給対象外となります。

▶支給対象となる可能性のある世帯には、案内通知、申請書などを12月下旬から順次送付し、申請があった人には、1月下旬以降から順次振り込みます（案内通知が届いても、児童を養育している父母等の所得が所得制限額以上であるなど、支給要件に該当しない人は支給されません）。

▶申請期限は令和4年3月31日（令和4年3月に出生した児童については、令和4年4月15日）です。

他 ▶申請内容や添付書類に不備があると、支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

▶「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

▶「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」については、広報ひこね7月号をご確認ください。

問 保険年金課 子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-1528-39

【HP 番号：18285】



市民税・県民税申告の受付

確定申告期間中は、会場が大変混雑します。市民税・県民税の申告をされる人は、こちらの日程をご利用ください（確定申告の受付はできません）。

🕒 場

【1月27日（木）】グリーンピアひこね（清崎町）

【1月31日（月）】稲枝支所（田原町）

【2月2日（水）～同9日（水）（土・日曜を除く）】

市役所本庁舎（元町）1階

※時間は各日9:00～12:00、13:00～15:00

対 令和4年1月1日時点で彦根市に住居登録がある人のうち、市民税・県民税の申告が必要な人

持ち物 「申告のご案内」、令和3年中の所得がわかる書類（源泉徴収票など）、営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」（事前に収入と経費を集計し、作成してください）、所得控除の対象となるものに関する書類（医療費の明細書、生命保険料や地震保険料の控除証明書など）

※筆記用具、電卓などができる限りお持ちください。

<郵送での申告にご協力ください>【HP 番号：10628】

彦根市ホームページで、画面の案内に従って金額などを入力すると、申告書が作成できます。作成した申告書と添付資料を郵送で提出いただければ、申告会場へお越しいただく必要はありません。

<令和4年度個人住民税制改正>【HP 番号：3926】

一定の要件を満たす場合、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例措置が2年延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した人が対象となりました。

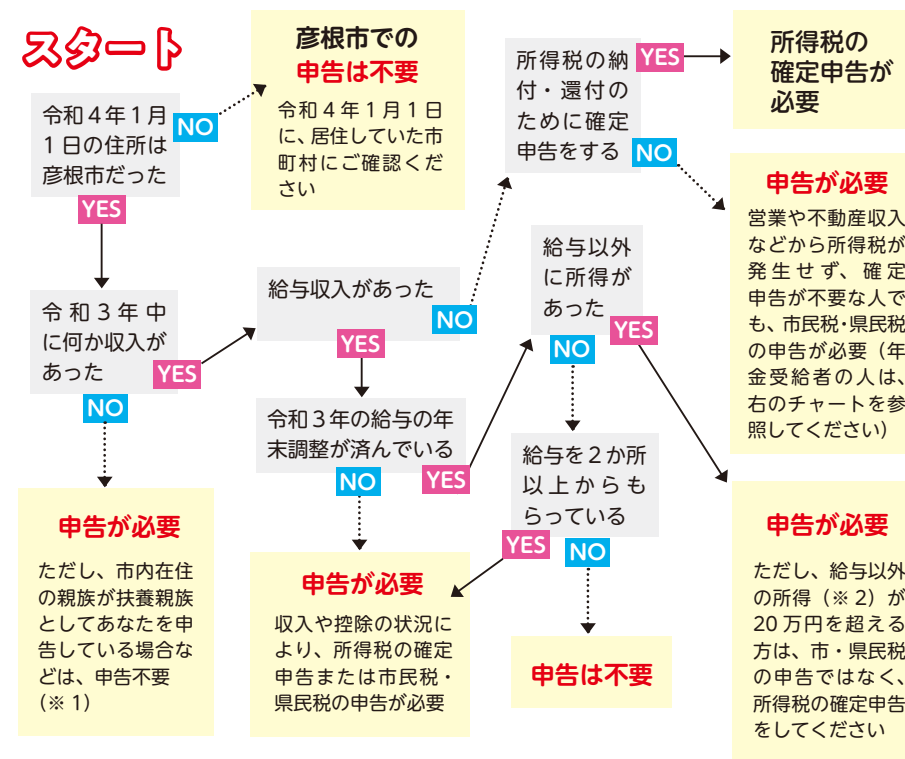
※詳しくは彦根市ホームページをご確認ください。

問 税務課市民税係 ☎ 30-6140 FAX 22-3052

【HP 番号：11800】

「市民税・県民税の申告」が必要か、チェックしよう！

※フロー図は、一般的な例を示しています。



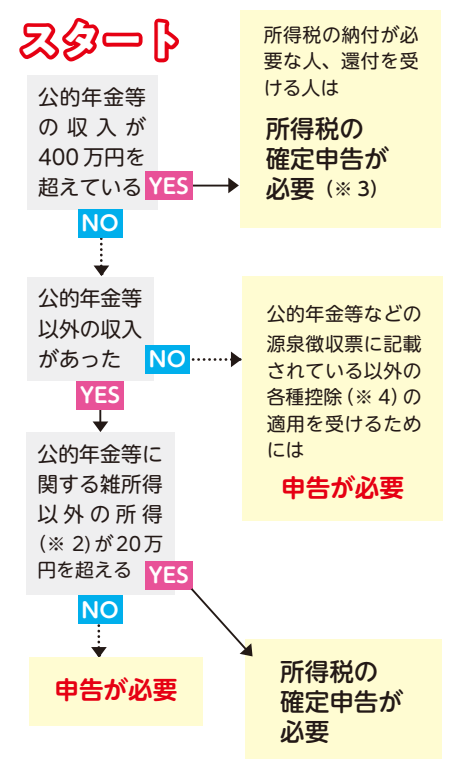
(※1) 所得が1000万円を超える配偶者に扶養されている人は、申告が必要になる場合があります。

(※2) 「所得」と「収入」の違いにご注意ください。

(※3) 所得税の確定申告をすれば、市民税・県民税の申告は不要です（確定申告については広報ひこね2月号をご確認ください）。

(※4) 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除、配偶者特別控除、寡婦控除などがあります。

年金収入がある人はこちらもチェック



次の項目に該当する人は、彦根税務署が開設する申告会場（彦根商工会議所4階）で申告してください。彦根税務署 ☎ 22-7640 【自動音声案内】

- ▶譲渡所得（不動産譲渡、株式譲渡など）がある人
- ▶所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人

- ▶初めて事業所得を申告する人
- ▶青色申告をする人
- ▶税務署から申告書が送付された人
- ▶準確定申告（お亡くなりになった人の申告）をする人

- ▶過半数（令和2年分以前の確定申告）の申告をする人
- ▶相続年金の支払いがあった人